

準管理当局を有しない締約国等以外の国又は地域を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物の二号承認制移行について

輸入注意事項元第8号(元.6.2)

最終改正: 令和3年1月27日付け・輸入注意事項2021第3号

平成元年6月1日付け通商産業省告示第256号(輸入公表の一部を改正する告示)により、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域(以下「締約国等」という。)以外の国又は地域を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物であつて、同条約の締約国等を船積地域とするもの(現行は通関時確認制。)については、平成元年7月1日以降2号承認制に移行することになりました。

このため、平成元年7月1日以降に上記貨物を輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。これによりワシントン条約の締約国等以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入承認は原則として行いませんので注意してください。

なお、本日から2号承認制に移行するまでの間に上記貨物を輸入する場合(輸入貿易管理令別表第2に規定する携帯品として輸入する場合を含む。)にあつては、輸出する国又は地域の再輸出証明書について事前に経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動物貿易審査班まで問い合わせていただくようお願いします。

ワシントン条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認してください。